

(第4条関係)

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認届出書

由利本荘市企業管理者 様

令和〇年〇月〇日

公表について、可か不可に印や丸を付けてください。  
不可の場合は、公表しません。(以下、業務内容等の記載欄、研修、技能を有する者についても同じ。)

届出者 氏名又は名称 由利本荘水道  
住所 由利本荘市〇〇町〇番地〇  
代表者氏名 代表 由本 太郎  
電話番号 0184-00-0000  
FAX 0184-00-0000

① 日本水道協会秋田県支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績  
(過去5年間)

受講年月日 (受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添えてください。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 · 不可)
令和7年 1月 22日 ・ 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※非公表	

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

●休業日、営業時間 (修繕対応時間もご記入ください。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 · 不可)
休業日: 日曜日、祝日、第2土曜日、第4土曜日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク 営業日: 月曜日から金曜日、第1土曜日、第3土曜日 修繕対応時間: 午前8時30分から午後5時まで	
●漏水等修繕対応の可否 (該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 · 不可)
屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 可 · 否 埋設部の修繕 <input checked="" type="radio"/> 可 · 否 その他 (凍結解凍)	
●対応工事種別 ( <input checked="" type="radio"/> 新設 · <input checked="" type="radio"/> 改造 )	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 · 不可)
配水管からの分岐 ~ 水道メーター ( <input checked="" type="radio"/> 新設 · <input checked="" type="radio"/> 改造 ) 水道メーター ~ 宅内給水装置 ( <input checked="" type="radio"/> 新設 · <input checked="" type="radio"/> 改造 )	
●その他 (ホームページアドレス、メールアドレス等 )	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 · 不可)
緊急時連絡先電話番号 (公表不可) 090-1234-5678 メールアドレス (公表可): abcdef@ghij.jp	

※ 「公表」にはホームページ等への記載も含まれます。

※ ホームページでの電話番号やファックス番号の公表を望まない場合は、その旨を「その他」にご記入ください。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

# 記載例

## ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条（事業の運営の基準）

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

研修受講実績

研修受講実績のうち、受講者名以外の公表（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）		
受講者名 （公表対象外）	研修会名、実施団体名	受講年月日
由本 太郎	日本水道協会秋田県支部	令和7年1月22日
由本 次郎	日本水道協会秋田県支部	令和7年1月22日
由本 三郎	自社内研修 配管研修	令和〇年〇月〇日
水道 学	自社内研修 配管研修	令和〇年〇月〇日
由本 次郎	eラーニング研修公益財団法人給水工 事技術振興財団	令和△年△月△日
由本 三郎	eラーニング研修公益財団法人給水工 事技術振興財団	令和□年□月□日

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

## 記載例

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した者の状況

水道法施行規則第36条（事業の運営の基準）  
 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下略）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事において、給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する者において、当該配水管及び他の埋設物に変形、破損その他の異常を生じることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又は、その者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

工事を施行しない場合は□欄にレ点を記入すること。

注意) 2ページ前の②業務内容の対応工事種別と同じか確認してください。

技能を有する者の状況

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の状況のうち、氏名以外の公表（公表：可・不可）

技能を有する者の氏名 （公表対象外）	配水管への分水栓の取付け・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等（表下※を参照）	
由本 次郎	○	○	配管技能士	令和7年度
由本 三郎	○	○	検定会合格者	令和7年度
水道 学	○	×		令和7年度

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。